

## 区分記載請求書等保存方式

## 区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

### 請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。  
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。  
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

### 納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

### 「区分記載請求書」

#### ○ 売上税額の計算方法

(10%対象)  $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$   
 (8%対象)  $10,800円 \times 8/108 = 800円$   
 ⇒ **売上税額** :  $1,000円 + 800円 = 1,800円$

交付義務なし  
 保存義務なし  
 罰則なし

#### 売手

請求書		
○御中		
11月分 21,800円（税込）		
11/1	牛肉2kg※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円
	(10%対象 11,000円)	
	(8%対象 10,800円)	
注)※印は軽減税率(8%)適用商品		
△△様		

#### 買手

#### ○ 仕入税額の計算方法

(10%対象)  $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$   
 (8%対象)  $10,800円 \times 8/108 = 800円$   
 ⇒ **仕入税額** :  $1,000円 + 800円 = 1,800円$

売手が発行した請求書に、  
 ①軽減税率の対象品目である旨と、  
 ②税率ごとに合計した対価の額（税込）  
 の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、  
 仕入税額控除の要件を満たすものとする。

### （経過措置）

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。  
 ※ 軽減税率制度の実施から4年間の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。  
 ※ 軽減税率制度の実施から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証書書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。